

○財務省告示第百二十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年三月二十三日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十一  
回）  
二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発  
行の特例に関する法律（平成二十  
年法律第二十四号）第二条第一項  
及び特別会計に関する法律（平  
成十九年法律第二十三号）第四十  
六条第一項、第四十七条及び第六  
十二条第一項

三 振替法の適  
用等 社債、株式等の振替に関する法律  
（平成十三年法律第七十五号。以  
下「振替法」という。）の規定の  
適用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格









十四 初期利子

た金額に当該非居住者又は外国  
の税率を乗じた金額を控除  
することができ。

平成二十一年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成二十六年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

十八 払入者

平成二十一年三月二十三日

十九 払込期日

平成二十一年三月二十三日